

『神奈川縣通常郡部會議事筆記』  
小島幸康氏藏

ノ便ヲ得ルナレトモ、堤防ナキ地方ハ道路ニ因ルノ外運搬ノ便ヲ得ルコトナシ、今日租税ノ名称アル金ヲ以テ、道路丈ケハ修繕ヲ加ヘザレバ却テ人民ノ利益ヲ失フ恐レアリ、殊ニ従前ハ地方税支弁ノ費目多クシテ、道路費ヘハ充分ノ支出ヲ為スニ違アラザリシガ、追々費目減シ、且ツ鉄道布設ニ依テ繁閑地ヲ更ヘシコトナレバ、今日コソ累道以下ノ改良ヲ計ルヘキ時機来タレリ(前掲書)

青木の発言は、井上の八千円増額案を不満として、一万円増額を提案した理由として述べたものである。青木は一方で「治水費ハ害ヲ防ク方ノ費用ニシテ止ムヲ得ズ支出スルコト」と言う。山岳党といわれる彼らにとって、治水費は何ら積極的な利益を地元町村にもたらさないのに対し、道路費は殖産興業への夢がいただけるほとんど唯一の積極策であった。青木の提案は時期尚早という理由で否決されたものの、三十三名中十五名の賛成を獲得し、道路行政への願望はきわめて強いことを示していた。

### 積極策への転換

こうした唯一の積極策、道路行政への願望は一八九一年の通常郡部会において、一層はつきりした形となって現れた。

橘樹郡の添田知義(常置委員)は言う、「人民行通ノ便利、生産業ノ発達、輸出入ノ頻繁ナル、凡テ此道路ニ関係スベク、民力ノ富饒、国利ノ増進ハ一ニ道路ニ依ツテ生スレバナリ」(『神奈川縣通常郡部會議事筆記』一八九一年)と。今や道路行政の積極的推進は郡部会の一致した見解となった。しかも、自分の地元町村への配分を出来るだけ有利にしようとし、議場は混乱した。津久井郡の岡部芳太郎は、常置委員の道路改修に関する調査を信用できないとして、各郡一名ずつの調査委員を設けるという建議案を提出した。その際次のような発言をしている。

他郡ハ知ラズ、我津久井郡ナドニ付原案ノ模様ヲ見ルニ階分不相当ナル仕組トナリテ甲ノ道路ニ其支出多キニ失シ、乙ノ道路ハ少ナキニ過ギ……斯ノ如ク不公平ナルモノ幾ヶ所モアリ云々（前掲書）

地元への利益還元にはまなごの様相を示していた。岡部の建議は結局、時間的に再調査の余裕がないとして否決されたが、出席議員三十三名中十四名の賛成を得ていた。

常置委員会は土木費及び町村土木補助費中の治水費を修正し大幅に増額した。そのために利益還元にはまなごになっている議員を一層刺激的にした。原案が九月以前の調査に基づいて編成されたために、九月の水害に対する予算を組み入れていなかった。常置委員はその不足分を見込んで、治水費の原案を修正し、四万七千二百七十九円余とした。原案にない分まで盛りこんだ常置委員案に、山岳党の議員は猛烈に反発した。岡部は常置委員案を修正し、治水費を三万七千円とする修正案を提出し、「此治水費ニ就テハ……余リ他ニ苦情ガアレバ補助費ノコトハ廢スル考ヘラモ本員ハ抱キ居ルナリ」といきまいた。場合によっては治水費には地方税は一銭も支出させぬとこの岡部の発言は、山岳党の面目躍如たるものがあつた。岡部の修正案を支持した高座郡の大島正義は次のような発言をしている。

此治水費ニ多額ノ費途ヲ置クハ、其治水ニ関係アル地方ニテハ素ヨリ多額ナルヲ望ムト雖トモ、其関係ノ薄キ地方ニ於テハ支出スルヲ嫌ヒ困難セサルヲ得ス、詰リ其一方ハ希望スルモ、一方ノ不平ナルハ事情ノ然カラシムル所ナリ、故ニ本員ハ之ヲ節減スヘキ見込ナリ、畢竟、斯ノ如キ理由ヲ述フルモ、本年ハ帝國議會ニ向ツテ地租ノ輕減マテ訴願スル有様ナレバ、今日治水費ニ多クノ金額ヲ置クハ民力休養ノ主意ニ反悖スルヲ以テナリ、（前掲書）

彼らにあつては、民力休養とは地域エゴ代弁の口実と化していた。連年水害にみまわれ呻吟する町村民は、彼らの眼中にはなかつた。こうしたことを象徴するように岡部の修正案は出席議員三十一名中十九名の賛成を獲得し可決されたのであつた。

道路が「民力ノ富饒」の基礎とする認識は一段とすすみ、一八九二（明治二十五）年の通常郡部会において、それまで町村土木補助費として支弁されてきた道路橋梁費を地方税皆支弁とする建議が、西多摩郡の内山安兵衛から提案された。また、南多摩郡の武藤佐太郎は内山の建議を支持すると共に、予算原案の町村土木補助費のうち道路の改修工事に属する費目をすべて地方税支弁の土木費に引き移す作業のため、議長の名指で調査委員五名を選任する建議案を提出し、両建議案共に圧倒的多数で可決された。これまで道路橋梁費は地方税支弁とする意見には、治水費に対する山岳党の主張と同様に、一部地域に対する利益還元という反発があり、大半が町村土木補助費となっていた。この時に至って、こうした事態に終止符をうち地方税支弁による積極策へ転換したのである。前掲した第四十七表に示されているように、一八九二年度の道路費に占める地方税と市町村費の割合が逆転するのは以上のような理由からであった。

こうした積極策への要求のたかまりの中で県会は十二月解散となった。この解散は、内海忠勝知事らの選挙干渉の責任を追究し、彼らの罷免を要求する建議案が可決されたためであったが、決して、県当局の積極的な行政施策に対する県会の民力休養論との対立によって惹起されたのではないところに、この時期の県政の特色があった。

三多摩分離による県の財政基盤の縮小にもかかわらず、こうした積極的施策への要求は高まるばかりであった。一八九三年の通常県会では次のような案件が次々と議決された。

- 一 国道の改修費、二か年継続事業（最終的には三か年）、総額一万六千十一円余
- 一 勸業費、二か年継続事業、総額三千円
- 一 監獄建築修繕費、五か年継続事業、総額十九万九千五百五十四円余
- 一 勸業費増額ノ義ニ付建議（市部議員大谷嘉兵衛提案）



17代知事 中野健明  
神奈川県立文化資料館蔵

監獄建築修繕費は原案では七か年継続事業であったのを、わざわざ五か年に短縮したのであった。一方、郡部会では七か年継続事業として、総額四十三万四千六百十五円の大規模な県道以下の改修工事を議決するに至った。もはや、帝国議会開設前の経費節減一本やりの時代は過ぎ去ったのである。

### 県政の混乱

しかしながら、こうした積極策への転換は予期せぬ事件にぶつかり、県政は混乱をきわめることになった。近代日本の初めての対外戦争、すなわち日清戦争であった。

一八九四（明治二十七年）年の十一月の県会は、大荒れに荒れた。ことの直接的原因は、監獄費の郡市負担割合であった。それまで毎年のように、原案は郡市平等であったが、その都度、多数を占める郡部議員のために市部は二倍負担を強いられていた。ところが、県当局が原案を市部の二倍負担としたのである。そのために市部議員は激昂し、県当局と激しくやりあった。

そしてその最中に久良岐郡の永島亀代司から一つの建議案が出され、収拾のつかぬ混乱となった。本年は県下は早害のために収穫が大いに減少し、農民は困苦をきわめ、かたや日清戦争の勃発で、軍資の献納・恤兵部の義捐・出征兵士の家族慰勞等々

のため県民の負担が過重となっているから、継続事業である監獄建築費の九五年度分四万円を一か年延期するというのが建議案の内容であった。

この建議案は、長年監獄費の負担割合で涙をのんでいた市部議員の怒りを爆発させた。慣例では県会に建議案を出す場合は、市部・郡部の議員の協議の上で提案されてきたが、その相談もなく提案されたために、その怒りはおさまるものではなかった。

市部議員米栖惣兵衛は、県民の困難は他の費目の節減で救済すべきであ

り、昨年の県会で七か年の継続事業の原案をわざわざ五か年に短縮し、しかもほとんど全会一致で議決したものを、かかる理由で一年限り延期するなど根拠のない建議だときめつけた。

この紛争調停のために市部・郡部それぞれ代表委員を出して交渉し、また、中野県知事も双方の間に入って調停につとめたがらちがあかず、とうとう市部議員全員辞職という事態に立ち至ったのである。

県会紛争の原因は、三多摩分離で財政基盤が縮小したにもかかわらず、大規模な事業を起こし、積極行政をスタートさせた矢先に、一方でひどい旱害による大減収、他方日清戦争による多大な人的・経済的負担という事態にぶつかり、県財政に破綻<sup>はた</sup>をきたしたためであった。県政はこうした混乱の中で全く新しい段階へとつき進んでいった。

## 第四節 民党の動向

### 一 帝国議会の開設と政党

**神奈川県通 信所の設立** 一八八九（明治二十二年）二月十一日、帝国憲法が發布され、旧民権派の人びとは、いやがうえにも、第一回の衆議員選挙、帝国議会の開設を意識した。

神奈川県の旧自由党系の人びとも、大井憲太郎らの出獄でにわか活況をとりもどしたのであるが、帝国議会の開設を意識した組織的な結集は、すでに一八八八年六月ごろから始動していた。同年六月に設立された神奈川県通信所もその一つであった。同通信所は、直接的には、旧自由党系の人びとの「通信之事務」を業務とし、大阪事件に関係しながら無罪出獄した窪

保田久米の「自助之助ケ」として石坂昌孝らによって設立されたのであった（鶴巻孝雄「解説」『三多摩自由民権史料集』下巻）。そして、ここに結集した旧自由党系の人びとは、同じ時期に発足した改進黨系の同好会の動向を意識して組織の拡大につとめていた。

この神奈川県通信所が設立され活動を開始した時期は、後藤象次郎が「政治家ノ棟梁」よろしく（後藤あて山田泰造書簡『明治政史』下巻）、六月に雑誌『政論』を発刊し、他方、七月に入ると長野県を手始めに、新潟を経て東北諸県、関東諸県を遊説し、在野諸政派の大同団結を精力的に説いていたときであった。

神奈川県でも、同年九月十八日、横浜太田の東耕楼において、後藤伯招待有志大懇親会が開催された。また、翌一八八九年二月十六日には浦賀の静正寺において、後藤伯招待懇親会が開催された。席上、後藤は「大同団結の必要なることを説き、夫より改進黨を弁難して、同党は官進黨とも云ふべきものなり、何となれば、改進黨の人々は昨年以來、続々官途に就きたり云々」（『東京日日新聞』一八八九年二月十九日）との演説をぶった。ところが、この後藤が同年三月、こともあろうに通信大臣として入閣してしまつたのである。後藤の心酔者の一人であった横浜在中の山田泰造は怒りを込めて、後藤に抗議の書簡（前掲山田泰造書簡）を送つた。

伯カ昨年炎暑酷熱ヲ冒シテ東北ニ巡遊セラレシハ、真ニ国家ノ為メナル事ニ感激シ、不肖ハ其帰路ヲ待受ケ、古河ニテ親ク伯ニ接シテ云フ、既ニ政治家ノ棟梁ト仰カレタル上ハ、己レ一個ノ身ニアラス、多数ノ安危ヲ托スルモノアレハ、濫リニ志操ヲ変更シテ之ト共ニスル志士ノ方向ヲ迷ハシムル勿ランコトヲト云ヒシニ、伯ハ之ニ答テ若シ自己ノ意見ノ行ハル、上ハ格別、否ラサレハ官途ニ就クコトハ決シテ為サ、ルナリト断言セラレシニアラスヤ。且ツ不肖ハ伯カ酷熱嚴寒ヲ厭ハスシテ東北ニ西南ニ聯絡セル功績ヲ抹却スルヲ惜ムノミアラス、実ニ時運ノ熟スル所、其機會ノ到リシ所、其功ヲ奏センコト眼前ニアリナカラ、就職ノ為メ之ヲ一抹ニ付ス、豈遺憾ノ極ナラスヤ。

ここには、後藤の入閣が地方の活動家にどんなショックを与えたかが赤裸裸に語られている。だがしかし、後藤の入閣は大赦令で出獄した大井憲太郎ら旧自由党左派系の指導者にとって好都合であった。彼らは山田の言う「時運ノ熟スル所」をとらえ、積極的に大同団結の組織づくりのにぞんだ。

三月二十一日には大井憲太郎・星亨らが発起人となり、東京倶楽部を結成、また、同月二十四日には千葉・茨城・埼玉・群馬・栃木・神奈川・東京の一府六県の大同団結派は宇都宮に会合し、関東会を結成し、ともに後藤伯と大同団結は関係なしと決議した。関東会の結成集会には、神奈川県から県会議員瀬戸岡為一郎・中村重右衛門・細野喜代四郎、および石坂昌孝らが出席した。また、横浜の福富町三丁目の公道倶楽部に関東会の通信所を設けることになった。

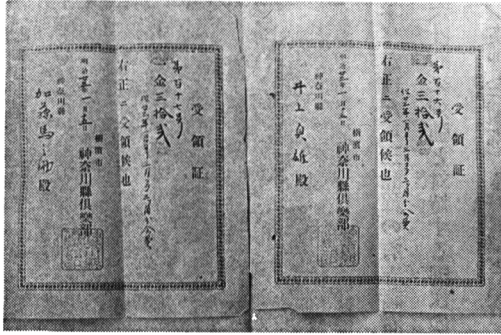
三月二十六日、大同団結派は、政論社において評議員および地方の委員によって全国組織結成の段取りを協議し、四月二十日に各地の委員を招集し、運動方針を定め、五月十日には全国大会を開くことを決定した。

ところが、それまで大同団結の名のもとに不問に伏していた政治路線の相異や政治的思ゆくの違いが除々にあらわれ始め、それに派閥がからみ、やがて分裂へと進んでいった。そして政社派は大同倶楽部、非政社派は大同協和会を結成した。

両派の対立は表面上は組織形態をめぐる争われたが、その背後には政治路線の相異があった。政社派にあっては国権の拡張が第一の政治課題としていたし、大井憲太郎や内藤魯一らは、民権の確立を優先していた（後述するように再興自由党結成の時点で明確となる）。ともあれ、神奈川県旧自由党系の多くは大同協和会へ参画していった。

**神奈川県倶楽部の結成** 大同団結派の分裂という状況の中で、同年六月、神奈川県倶楽部が結成され（結成大会はいつであるか不明、鶴巻前掲書）、事務所を横浜市福富町の公道倶楽部内においた。会の最高責任者である監督に中島信行（元神奈川

県令であり、旧自由党の副総理であった）をいただき、その下に幹事として森久保作蔵（南多摩）・志村慎一郎（横浜）・天野政立



神奈川県倶楽部会費受領証

小島幸康氏蔵

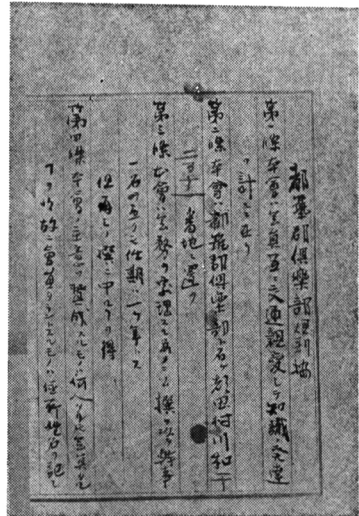
(愛甲)の三名、常議員として一市十五郡の代表四十名を置いた。県会議員クラスの有力者を中心とした全県の規模の組織であった。

全文十三条からなる同倶楽部規則(前掲『三多摩自由民権史料集』下)から、この組織の特徴をみることにしよう。倶楽部団結の主意は会員相互の「交通親愛」「知識ノ発達」となっており(第一条)、きわめてあいまいな表現となっていた。各郡から三名以下、横浜市から五名以下の常議員を選出し(第三条)、また、会の実務処理のために幹事三名を常議員が選定することになっていた(第四条)。会の意志決定は常議員が行い、幹事はその意志にしたがって実務に当たることになっており、幹事には

執行部としての独自制はなく(第五条)、規則上は緊急の場合に、即応できる組織ではなかった。こうした組織上の欠陥を補うために、六月二十五日、常議員会において十条からなる事項を決議した(前掲書)。これにより大会の期日まで、臨時に会の最高責任者として監督を設け、監督は事務所の会務の整滞を監察し、緊急事態には、常議員会の意志決定をまたずに幹事と協議し対応することとなった。

こうしたルーズな組織形態をとったのは「集会条例」による制約のためである。政治目的を掲げた結社とした場合、同条例の結社の連合・通信・支部の設置等の禁止条項によって大幅な制約をうけることになるからであった。しかし、これは表面的な理由にすぎない。この倶楽部の指導権をにぎっていた石坂昌孝や天野政立らには、中央組織の分裂を県内にもち込まず、ルーズな組織で、異なった思わくを持った人びとまで囲い込み、自己の政治勢力の基盤を拡大し、衆議院議員選挙に勝利することを意図していたのである





都筑郡倶楽部規則控 小島幸康氏蔵

呼びかけた「三浦郡の有志諸君に告ぐ」(『横須賀新報』二三号)において、こうした倶楽部結成の直接的目的を語っている。鈴木は欧米列強と対峙する国家の基礎を築く国会が明年開かれることを強調して次のように論じた。

本郡(三浦郡)も鎌倉郡と連合にて一人の議員を選出するなるを以て其候補者を仮定する事目下の急務ならん。抑も此候補者たる頗ぶる大任重要なものたるを以て苟且漫りに撰挙投票する能はず、何となれば己れ自ら候補者たらんと欲し徒だ名譽のみ汲々として多数の利益を計らずして己れ一個の名利を企つるもの亦少しとせず、故に我輩は先ず候補者を仮定するは其公利公益を計る正直愷切の君子を選んで以て之れに充てん事を希望し併せて本郡有志諸氏と大に謀議するの覚悟なり、

鈴木はこのように論じて、一家より一村、一村より一郡と団結を広げ日本国の大同団結を説き、「本郡の財産家よ」とその奮起をうながしている。鈴木のごうした主張にも明らかのように、こうした倶楽部の第一義的目的は衆議院議員候補者の選考と有権者の獲得にあった。神奈川県倶楽部はいわば選挙のための連絡・調整的役割を担っていた。

事実、神奈川県倶楽部には大同倶楽部系の三浦郡の古谷正橋や鎌倉郡の徳増源太郎も参加しており、また、非政社派ではあるがのちに県倶楽部を脱退する北多摩郡の吉野泰三も参加していた。この時期には神奈川県倶楽部をとりまくように、横浜市には、伏見近蔵・海老塚四郎兵衛らによる公道倶楽部、伊藤仁太郎(痴遊)らによる横浜住民倶楽部、横須賀には鈴木忠兵衛・古谷正橋らによる三浦郡倶楽部、鎌倉には徳増源太郎・山田東次らによる鎌倉倶楽部が組織されていた。旧相東社の一人である鈴木忠兵衛が三浦郡における倶楽部結成を

ところで、この神奈川県倶楽部の支部をはっきり唱えた組織が橋樹郡に存在していた。『川崎警察文書』（東京大学附属中央図書館所蔵）によると、この支部が結成されたのは一八八九（明治二十二年）十二月一日である。当日の発会式には五十二名が参加し、盛大なものであった。事務所は川崎町久根崎の同支部幹事の一人である田中亀之助方（田中は第一回の衆議院選挙の時、山田泰造の選挙参謀として活躍）に置いた。その組織の特徴をみると、監督・幹事・常議員という構成は神奈川県倶楽部と変わらない（監督は氏名不詳、幹事には田中の外に、大師河原村の寺尾喜助、旭村の小塚清五郎、高津村の上田忠一郎、田島村の出川太一郎）。組織の基礎を町村合併による新たな行政村ではなく「旧各村」に置き、そこから常議員を選出することになっていた。会の意志決定は通常は常議員の議決によることになっているが、緊急の場合は監督と幹事の意志で対処できるようにになっていた。また、月一回の談話会開催、常議員の支部事務と会員間の連絡通信義務、会員名簿、会費収入簿等の設置等が規約に明記されていた。神奈川県倶楽部規則と同常議員会決議事項とを合わせたような内容をもつ組織となっていた。しかし、こうした規約をもつ組織も十分な活動を展開できなかった。定例の談話会も、「初メニ、三回アリタルモ、其後会合スル者段々減少シ、目下ノ所（一八九〇年七月現在）ニ於テハ立消」となり、支部は「有名無実ノモノ」となった。この支部が結成された十二月は、大同倶楽部と大同協和会とが自由党再興をめぐる争い、愛国公党・大同倶楽部・再興自由党の三派に分裂した時であり、また、支部組織が地域の利害をとりあげ、何等かの方法でそれを実現する方向を持つことができなかつた状況では、たとえ組織規則を緻密にしても支部会員の行動的な活力を引き出すことはできなかつたのであろう。

#### 神奈川県同好会の結成

旧自由党のように解散しないで、党組織を維持してきた改進黨の場合、地方組織の整備拡大方針はより明確なものである。一八九〇（明治二十三年）の衆議院議員選挙に好結果を得るためには、公然と政治運動に参加できる人びとは黨員として獲得し、そうしたことの出来ない人びとは非政社組織に政黨員と共に加入させる（立憲改進黨員運

第48表 神奈川県同好  
会会員数

郡市名	会員数	増加数
横浜市	426	+4
横浜樹倉郡	83	+39
鎌倉郡	93	+17
久良岐郡	19	+10
高座郡	16	+10
三浦郡	2	
都筑郡	14	+14

+は1888年の秋期大会以来の増加数  
『毎日』1889.4.18から作成

動の方針』『毎日』明治二十一年十一月一日付)。神奈川県同好会もこうした方針に基づいて一八八八(明治二十一年五月に結成された。

この神奈川県同好会の目的は、旧自由党系の神奈川県倶楽部と同じように、同好の人士の知識の交換・懇親を唱っていた。横浜に中央通信局を設け、各郡区に通信員を置くことになった。通信員は春秋二回の大会の日程・会場の設営・それ等の会員への通知・中央通信局と各郡区会員との連絡通信等を担当することにな

っていた。会務の処理に通信員のみしかおかず、神奈川県倶楽部以上にルーズな組織形態となっていた。  
さて、通信員しかもたない県同好会の実質的な運営は、同年十一月に結成された横浜同好会が担っていた。県同好会の会規によると会員の会費は毎月五銭となっていたが、横浜同好会の場合は毎月二十銭となっており、しかも、その内、五銭は県同好会の資金に充てることになっている。また、横浜同好会には世話人七名、通信員三名(世話人は小野光景・西村喜三郎、朝田又七・戸塚千太郎・中山安二郎・島田豊實・来栖壮兵衛であり、この内来栖は通信員を兼ねており、また県同好会の通信員総代でもあった)を置き、前者は横浜同好会の運営に当たり、後者は県同好会の中央通信局の庶務を担当することになっていた。県同好会の財政も、運営も横浜同好会が支えていた。

神奈川県同好会が結成された時点における会員数は百二十名であったが、同年十二月の秋季大会においては五百六十名となった(「同好会秋季大会」『毎日』明治二十一年十二月四日付)。さらに翌八九(明治二十二年)の春季大会においては、六百五十三名となった(「神奈川県同好会春季大会」『毎日』明治二十二年四月十八日付)。その郡市別会員数は第四十八表のようになっていた。  
一八八八年の秋季大会以来、四か月ほどで横浜市以外の郡部に急速に組織を拡大していることがわかる。しかし、会員数の